

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長    ハクセル    美穂子

- 1 日時  
令和2年10月9日（金曜日）  
午前10時2分開会、午後1時55分散会  
（うち休憩 午前11時56分～午後1時2分）
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、  
工藤勝子委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、  
鈴木併任書記
- 6 説明のため出席した者
  - (1) 商工労働観光部  
戸舘商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、  
小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、  
高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、  
藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、  
橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、  
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住推進・雇用労働室労働課長、  
十良澤特命参事兼ものづくり産業振興課長
  - (2) 県土整備部  
中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、  
佐々木河川港湾担当技監、辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、  
菊地県土整備企画室企画課長、伊藤県土整備企画室特命参事兼用地課長、  
今県土整備企画室空港管理課長、和村建設技術振興課総括課長、  
菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、  
菅原砂防災害課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、  
大久保港湾課総括課長
- 7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

イ 議案第6号 令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加

2 変更中 6~13

イ 議案第8号 令和2年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第9号 令和2年度岩手県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

エ 議案第12号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

オ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて

カ 議案第14号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第26号 主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良(第3工区)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ク 議案第27号 主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装(第2工区)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第28号 甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第29号 高田松原津波復興祈念公園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

サ 議案第32号 米田地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決

を求めることについて

シ 議案第33号 財産の処分に関し議決を求めることについて

ス 議案第34号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

## 9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費並びに議案第6号令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**平井副部長兼商工企画室長** 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、5款労働費の489万8,000円の増額、5ページに参りまして、7款商工費の2万8,000円の減額の合わせて487万円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の37ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、4目雇用促進費の説明欄、地域就職氷河期世代支援加速化事業費は、就職氷河期世代の就職や正社員化等に向けて、実態を把握するための調査や相談会等を実施しようとするものであります。

次に、47ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費、中小企業振興資金特別会計繰出金は、令和元年度から令和2年度への繰越額の確定に伴う特別会計の財源調整により減額補正を行うものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その1）に戻りまして24ページをお開き願います。議案第6号令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,439万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億9,210万9,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。恐れ入りますが、予算に関する説明書の101ページをお開きください。101ページは歳入、102ページは歳出の表であります。補正予算額と計の欄の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額であり、その補正内容につきましては次の103ページから御説明申し上げます。まず、歳入についてであります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般

会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

次に、104 ページに参りまして、2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い、減額しようとするものであります。

次の 105 ページに参りまして、3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還元金を減額しようとするものであります。

次に、106 ページに参りまして、歳出でございますが、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、1 目設備資金貸付費及び 2 目設備対応資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定等に伴い、償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするものであります。

107 ページに参りまして、2 項貸付事務費、1 目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえするものでございます。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 地域就職氷河期世代支援加速化事業費について、実態を把握するための調査、相談会を実施しようとするものですが、具体的な年齢、何年から何年生まれの方が対象なのか。それから調査の方法について。調査に基づきながら並行して相談会を開催するということですが、相談会を開催する当初計画について少し詳細に説明をいただきたいと思います。

○**田中雇用推進課長** 地域就職氷河期世代支援加速化事業費につきましては、就職氷河期世代と言われる平成 5 年から平成 16 年に学校卒業期を迎えた世代ということで、おおむね 34 歳から 49 歳の方々を対象としております。

実施する事業についてでございますが、就職氷河期世代実態調査は就職氷河期世代の非正規雇用労働者の就労環境や正社員化への意識等を把握するために、インターネットを活用して実態調査を行いたいと考えております。この調査結果につきましては、岩手労働局、県、経済団体、労働団体支援機関等で構成するいわて就職氷河期世代活躍支援プラットフォームで支援策等においてこれから検討してまいりたいと考えております。

調査対象としては、県内在住の 34 歳から 49 歳の労働者の方々としておりますが、非正規雇用労働者を中心に 1,000 人程度のアンケートを予定しております。また、就職氷河期世代向け相談会につきましては、ジョブカフェいわての相談時間、開館時間を延長しまして、就職氷河期世代を対象とした相談会を開催したいと考えております。実施は週 2 回、水曜日と土曜日、18 時から 20 時に実施することで調整を進めております。

○**高橋はじめ委員** この就職氷河期世代の方々については、全国的に大変苦勞されているため、あらゆる分野で活用していくという流れがあるわけです。1,000 人に対するアンケート調査ですが、県内ではどのくらいの方々がいるという概算を持っているのでしょうか。

インターネットとなると、調査をやっていることが伝わらない気がするのです。もう少し見えるような調査数というか、サンプル数が集まるような工夫が必要と考えます。例えば各市町村の協力をいただくとか、あらゆる場所でPRをすることが必要な気がするのですけれども、本当にインターネットだけで問題がないのか、その辺をお伺いします。

○田中雇用推進課長 国では、岩手県にいる不安定な就労状況にある方はおおよそ 6,200 人と推計しております。この方々を対象にした正規雇用に向けた意識調査になります。インターネットでは伝わらないのではないかという御懸念でございますけれども、今回はインターネットを使った民間の調査会社と相談しております、実際に会社に登録されている方々を対象として実施するものと考えておりますので、確実にその情報は非正規雇用の方々に届くものと考えております。また、これ以外にも、いわてで働こう推進協議会の構成団体の皆様からも情報を聞きながら、来年度事業について検討してまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 少し心配されるのは、いろいろなところから情報を得ている方々はよい気がするのですけれども、問題はそういう情報を知らない方々、例えばひきこもりでもないけれども、そういう方々のところの実態も調べてもらえればよいという気がするのです。ぜひその辺を含めて進め方について工夫していただければという思いがあります。終わります。

○工藤勝子委員 私も同じく地域就職氷河期世代支援加速化事業費について聞きます。まず、インターネットで相談できる機関です。予算が 489 万 8,000 円です。この予算の割り振りをどのように考えているのかということ。

それから、6,200 人くらいという大まかな人数をつかんでいるわけですが、4 広域振興圏別でどこが一番多いのかわかっていると思いますが、いかがでしょうか。

○田中雇用推進課長 まず、予算の割り振りでございますけれども、就職氷河期世代の実態調査に 275 万円を計上しております。あと、令和 2 年度就職氷河期世代支援機関PR 事業業務といたしまして、そういう機関が知られていないことがございますので、インターネット、リーフレット、テレビ等を使って広報するという事で 150 万円ほど計上しております。また、就職氷河期世代向け相談会の開催につきまして 63 万円ほど計上しております。4 広域振興圏ごとの対象の方々の人数でございますが、国で公表されているのは都道府県単位での人数でありますので、そこまでは把握しておりません。

○工藤勝子委員 ある程度想定していると思うのですけれども、6,200 人のうち大体どのくらいの人数、何%ぐらいが相談してくるものと想定されているのでしょうか。

○田中雇用推進課長 相談件数につきましては、これから集中的に取り組むことと考えております。ジョブカフェいわてでの相談件数でございますけれども、令和元年度で 97 人、令和 2 年度 9 月現在で 108 人の方が相談に来ております。これから相談者の方々のお話を聞きながら、来年度の対応等を検討してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 相談窓口としてジョブカフェいわてを活用されるみたいですが、

先ほど相談、開館時間を延長するという話がありました。ジョブカフェいわてで働く相談員をふやすわけではなくて、時間を延長した形でやられるということです。働き方改革もかかわると思うのですけれども、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○田中雇用推進課長 相談会については週2回の開催でございますけれども、きちんと人件費は措置しており、ジョブカフェいわてのキャリアカウンセラーのローテーションの中で実施していくこととしております。

○高橋但馬委員 国の就職氷河期世代支援プログラムの資料をいただいております。国では正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者を少なくとも50万人、就職を希望しながらさまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者を100万人程度と見込むとあるのですけれども、このくくりで県内ではどのようになっているのかお知らせください。

○田中雇用推進課長 岩手県におきましては、不安定な就労状況にある方が6,200人、長期にわたり無業の状態にある方が3,498人となっております。

○高橋但馬委員 先ほどの対象6,200人というのは、不本意に非正規で働く者の方々を対象としているということでしょうか。

○田中雇用推進課長 今回の調査対象は、不安定な就労状況にある方々を対象としております。

○高橋但馬委員 それでは、先ほどの民間会社に登録されている方々を対象としているので、インターネットでもつながるといえることですが、登録されている方々というのは何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○田中雇用推進課長 正確な数字はまだ報告を受けておりませんが、1,000人以上ということは確認しております。

○高橋但馬委員 では、その登録されている1,000人以上の方々を対象に、インターネットを活用して実態調査を行っていくと。その実態調査を行った上で、その先どのようにその方々が就職できるような環境につなげていく予定かお知らせください。

○田中雇用推進課長 インターネット調査のデータにつきましては、来年度、再来年度の事業に反映させていただきますとともに、今回若者サポートステーションなどの支援団体等とも連携をしておりますので、協議をしながら、きめ細やかなサポートができるようにプラットフォームのほうで検討してまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 今回は不本意ながら非正規で働く方々というのを対象にしているのですけれども、今後、先ほど言った3,498人の就職を希望しながらさまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者の方々にも広げる予定はあるのですか。

○田中雇用推進課長 プラットフォームのほうには、環境生活部にも入ってもらいまして、若者サポートステーションでも連携することにしております。若者サポートステーションについては、登録者が467人おりますので、PR、周知をしていくことによって、人数をふやしながら、長期無業の方々に対してのサポートを実施してまいりたいと考えております。

す。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** それでは、1点お伺いいたします。

コロナ禍で経済状況も非常に厳しくなっております。県内の各企業、現場も非常に大変な状況ということで、これまでも議会で議論しています。県が締結する契約に関する条例を制定して大分時間がたっておりますし、時代背景も変わっている現状もあるわけですが、現在の取り組み状況など把握されているものがあればお示し願いたいと思います。

○**金野労働課長** 県が締結する契約に関する条例についてであります。まず条例の附則の規定によりまして、本条例の施行後3年をめぐりとして、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるという規定がございます。このため、条例施行から3年となります平成30年度から、岩手県契約審議会におきまして、県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か、受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か、特定受注者からの報告事項等は適切か、受注者等の責務として報酬下限額を設けるかの四つの論点について検討が行われまして、本年5月までの間に開催された審議会におきまして、いずれの論点につきましても当面現状を維持することが適当であるとの結論がまとめられました。また、今後も社会経済状況の変化や条例の運用状況等を踏まえまして、見直し等の対応を検討していく必要があるとの認識が示されたところでございます。また、本年9月25日に開催された審議会におきましては、検討結果に係る報告書案が審議されまして、今後県に報告書が提出される予定となっております。

今後の取り組みでございますが、県といたしましては報告書の内容やこれまでの審議会での検討状況を踏まえまして、論点に対する対応を検討するということになっておりますが、今後も引き続き県契約を通じた適正な労働条件の確保等に向けた取り組みを進めていくこととしております。また、特定受注者から報告される賃金の支払い状況や社会保険等の加入状況、他地方公共団体等における状況等につきまして審議会に定期的に報告させて

いただきまして、必要な御議論をいただきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 審議会の中で、それぞれ代表する立場の皆さんがいろいろな意見を出していると思います。報告書がこれからまとめられて出てくるということですがけれども、具体的に企業を経営されている方、経済界の代表の方、働く立場の方が審議会で意見を述べていると思うのですが、特徴的な意見はどのようなものが出されているのでしょうか。

○**金野労働課長** 審議会における議論で、それぞれの論点につきまして主な御意見を御報告させていただきます。

まず、論点の一つ目、県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切かですが、ただいまその特定県契約の範囲につきましては、工事請負契約ですと5億円以上、それから業務委託契約ですと3,000万円以上、指定管理協定ですと3,000万円以上という規模で運用させていただいているところであります。委員の皆様方からは、これは対象となる契約件数の確保がまず必要であろうという御意見がございました。また、特に工事の部分につきましては、復旧復興工事の進展に伴いまして、大規模な工事請負契約がこれからどんどん減っていくのではないかと、ただ一方で自然災害の発生があるので、そういったところを見込むのは難しいのではないかと御意見がございました。

また、受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切かですが、今後働き方改革関連法の完全施行が予定されますので、その状況を見て判断するのも一つの考え方ではないかという御意見がございました。

また、特定受注者からの報告事項等は適切かですが、こちらにつきましてはやはり対象件数の確保が必要だということ、それから受注者の方々の負担を考える必要があるだろうという御意見がございました。

それから、受注者等の責務として報酬下限額を設けるかですが、やはり賃金というのは労使が協議して決定するのが原則であろうという原則論に基づく御意見、それから労働者の立場、労働組合の立場からすれば積極的に検討してほしいという御意見、それからこの金額を定めるに当たっては合理的な算定根拠が必要であろうという御意見、現状でこの合理的算定根拠を見いだすのは難しいのではないかと御意見がありました。その上で、現時点で下限額を設定するというのは難しい状況にあると思いますが、引き続き検討してほしいという御意見等があったところでございます。

○**軽石義則委員** その一致できないところがこれからの経済をどう動かすか、県民の生活をどう安定させていくかにつながっていくと考えております。そのことが解決できるか、できないかというのは、労使双方が歩み寄らなければならないところもあると思いますし、加えて、県条例ですので、県としての契約を締結する際の条件提示をまさにしっかりと示していくことが大事だと思います。最低賃金法によって地域別で最低賃金はそれぞれ決まってきましたけれども、早期に1,000円を目指すということから、このコロナ禍によって変化してきているのも事実です。一定の賃金を得なければ安定した生活ができないということは、まさに直面している課題でございまして、その論議されたことが、商工労



働観光部だけではなくて岩手県全体、各部局で一致したものにしていかないと、発注、いわゆる契約する段階のものになかなか結びつかないと思うのですが、この報告書の取り扱いを全庁的にどのようにしていくのでしょうか。

○**金野労働課長** 今後審議会から県のほうへ報告書を頂戴する形になるわけではありますが、それを踏まえまして、県としての対応方針を決定いたします。その内容につきましては各部局と共有いたしまして、引き続き条例の理念を実現するためのさまざまな取り組み、企業への社会貢献や、労働者への配慮を求めていくという取り組みもごございますので、全庁的に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 県庁内部で全体的な認識をしっかりと一致させていくことが大事ですし、加えてそれぞれの現場の声や報告書を現場にも周知してもらうことも大事だと思うのです。この条例によって安心して安全に働くことができるというふうに守られる人もおりますし、これが有効に活用されなければ、不安になったり、不安全になったりすることが連動しています。今までもやっていただいておりますけれども、対立しているところがなぜ対立されているのかを解決していかないと、この条例を制定した思いにつながっていかないと考えております。引き続き、報告書ができましたら我々にも示していただけるものと思えますし、その報告書に対して意見が反映できる場、議会で議論できると思えますけれども、そういうものにしていただきたいということをつけ加えまして、終わります。

○**工藤勝子委員** 私からは、買うなら岩手のもの運動における情報発信の効果をどのように捉えてるのかお聞きいたします。

○**竹花地域産業課長** 買うなら岩手のもの運動の情報発信の効果についてでございますが、この運動は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費の減退を受け、民間力を生かして地産地消を推進しようとして3月6日から開始いたしました。

この運動には県内企業を中心に400社を超える事業者が参加しておりまして、県産品の優先的な仕入れ、県産品のPRと販売促進に取り組んでいただいております。具体的には、県内スーパー等における県産品の販売フェアの開催を中心に、県内テレビ局とスポンサー企業による買うなら岩手のもの運動応援支援の放送、ホームページ制作会社と有志による買うなら岩手のもの運動総合サイトの制作と運用など、事業所間の連携によるさまざまな取り組みが展開され、県民運動として大きな広がりを見せているところです。

また、9月9日からは、商品価格を30%割引くオンラインと新聞紙上による買うなら岩手のものバーチャル物産展を開催しておりまして、現在122社の参加をいただきまして、276品目の県産品の販売を行っているところです。

○**工藤勝子委員** 県内にはどのくらいの業者がいらっしゃるのか私もわかりませんので、400社とか、その後120社以上の参加という話を聞いてもあまりぴんとこないのです。買うなら岩手のもの運動について各市町村がどの程度県と一緒にPRしていると思っていらっしゃるのでしょうか。

○**竹花地域産業課長** 市町村との連携でございますが、県産品の消費については各市町村

も地場産品の消費拡大のために同様の活動をしていると認識しております。盛岡市からも相談がありましたが、市町村も同様の展開を地域でやっていこうという動きがありますので、県といたしましては、そういった動きをしっかりとサポートしていきたいと考えています。

○**工藤勝子委員** このキャンペーンにつきましては、まだまだ新型コロナウイルス感染症が収束していない状況ですが、いつまでやるという予定を立てているのでしょうか。また、このキャンペーンはこれからも続けていくのか考えをお聞きいたします。

○**竹花地域産業課長** いつまで続けるかにつきましては、これは3月に始めた段階では数カ月と思っておりましたが、民間企業の皆様が非常に積極的に参加をいただいております。400社を超えるぐらいの企業が集まっていて、これは大変な財産だと思っておりますので、県といたしましては新型コロナウイルス感染症対策、アフターコロナを含めて、こういった皆様のお力を結集して県産品の普及活動に努めてまいりたいと思っています。

○**工藤勝子委員** 県内にはかなり浸透して広まっていると思います。東京都のいわて銀河プラザでの県産品の販売状況はどのようになっていますか。

○**竹花地域産業課長** いわて銀河プラザの販売状況でございますが、今年度4月から9月までの販売額は1億3,900万円余でございます。前年同期と比較すると額にして1億300万円余、率にして43%の減少となっています。売り上げ減少の主な要因としては、政府からの緊急事態宣言の発令に呼応しまして、4月9日から5月31日まで臨時休業したことが大きく影響しております。4月と5月の販売額は、前年同期と比較すると約12%程度の水準にとどまっております。

こうしたことから、6月以降、産地直送の生ウニ、最近ではマツタケなど、魅力ある農林水産物の展開によりまして、集客や客単価の上昇に取り組んでおります。6月から9月までの販売額は、前年同期と比較すると約80%の水準まで回復しているところでございます。

○**工藤勝子委員** かなり回復していらっしゃるということで、やはり休業したことが非常に大きいわけですね。道の駅の直売所も1週間ほど休業しました。その時期に大幅に売り上げがダウンしていらっしゃるのです。その後少しずつお客さんも戻ってきていますが、通年のお客さんにはなっていないのです。

東京都のほうで今後売り上げを伸ばすため、マツタケなどの季節のものという話をされていましたが、そういう取り組みはどのように考えていますか。

○**竹花地域産業課長** 東京都でのキャンペーンの展開でございますが、臨時休業期間中もいわて銀河プラザでは電話注文と宅配サービスが非常に好調でありました。今後はそういったニューノーマルに対応した取り組みを強化していく必要があると思っています。さらに、いわて銀河プラザを使ったネットスーパーといった形で直接インターネットを介してお客さんに商品をお届けする、農林水産物等もそういった中で拡大していくという取り組みを展開したいと考えています。

○**工藤勝子委員** 今岩手県は、いろいろ注目が集まっています。新型コロナウイルス感染者が非常に少ない岩手県に対する移住、定住も含めて関心が深まっているところなのです。ですから、今を最大のチャンスと捉えて、県産品の販売、また観光の誘客など、いろいろな形で、もう少し予算を使って、もっと大々的にPRをしていくべきだろうと思いますので、考えていただければと思っております。

もう1点、さきの常任委員会でもお話ししたのですけれども、Go To トラベルキャンペーンなどの新型コロナウイルス感染症に対するいろいろな支援もそうですけれども、大きな事業所や大型の宿泊施設などには結構大きな効果があると思うのですけれども、民宿などの小さな宿泊施設には行き届いていないのです。その人たちも苦勞しているわけです。

また、1人か2人を雇用しているパン屋などの小売業など、物をつくっている人たちも非常に苦勞している状況が見られます。そのような支援を受けられなかった人たちも法人税を払っている人たちです。そういう人たちの実態調査を県はやろうと思っておりますか。実態調査をやっても支援ができないからやらないのか、その辺はどういうお考えかお聞きします。

○**関口経営支援課総括課長** 小規模の事業者を含め、県では毎月、商工指導団体を通じて県内事業者への影響状況調査を実施しております。各種支援策の実施状況などについてもアンケート項目としていろいろ上げて、そういった調査を通じて支援策の実施状況などを把握している状況であります。

○**工藤勝子委員** 支援を受けられなかった人たちの実態調査をしながら、例えば固定資産税などは市町村が絡むのですが、税金の減免などは考えていらっしゃるのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 国税、地方税がございまして、私どもは直接所管していませんので、税の減免についてはお答えをすることはできないのですが、例えば固定資産税については減免、あるいは売り上げ状況によって免除の措置がされていると承知しております。

○**工藤勝子委員** 最後にします。SDGsではないですけれども、誰一人取り残さない社会を目指して、県民の幸せを求めたいいろいろなデータを見ますと、幸せを感じている人たちは伸びているわけです。この新型コロナウイルス感染症の影響の後に実態調査をして、どういう結果が出てくるかはわからないですけれども、4広域振興局を活用しながらでもよろしいので、ぜひ支援を受けられず苦勞している方々の実態をつかんでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

○**佐々木朋和委員** 10月1日からGo To トラベルキャンペーンの地域共通クーポンがスタートしまして、今まで宿泊事業者が主であったこの恩恵が、広く地域経済に及ぶことを期待しています。まずその地域共通クーポンの取り扱い店が県内でどれぐらい広がっているのか、把握していれば教えていただきたいと思えます。

○**高橋観光・プロモーション室長** 地域共通クーポンの取り扱い店でございますけれども、Go To トラベル事務局のホームページによりますと、令和2年9月29日現在で岩手

県内の取り扱い店は、観光施設やお土産等も含めた小売業等で 1,011 店舗、バスやタクシーなど交通事業者は 56 事業者、合計で 1,067 事業者となっている状況でございます。

○佐々木朋和委員 そのうちの飲食店については、G o T o イートキャンペーンの登録をしないと保留になってしまうという状況であると聞いております。今挙げた数字は、取り扱い店となってスタートできているところの数字なのか、それとも保留も含めての数字なのか、把握していたら教えていただきたいと思えます。

○高橋観光・プロモーション室長 G o T o イートキャンペーンの内訳について保留を含んでいるかについては確認できていません。ただこの内訳で飲食店とソートをかけると、飲食店の数は 161 となっております、そのほかの宿泊施設にも登録が入っております。推測でしかないのですが、G o T o イートキャンペーンの条件を含めると、保留分も含まれているように思われます。

○佐々木朋和委員 普通の飲食店というと居酒屋、観光で言えばドライブインのようなお土産店と飲食店が一緒になっているようなところ、道の駅のようなところも全部飲食店という取り扱いになってしまうと思うのです。10 月の紅葉が始まる観光シーズンが終わってしまうと、観光事業者の中にはこの状況を何とかしてほしいという声が多くあります。そもそも何でこの G o T o イートキャンペーンに登録をしなければ地域共通クーポンが使えないという条件がついたのでしょうか。その理由がわかれば教えていただきたいと思えます。

○高橋観光・プロモーション室長 国でスタートした G o T o キャンペーンの一環の G o T o トラベルキャンペーンにおける地域共通クーポンであります。国の制度で、G o T o トラベルキャンペーンで最初に宿泊分の 35%が先行して動いて、その後地域共通クーポン分の 15%が動きました。G o T o イートキャンペーンが始まる前は、登録すると動くだろうという前提のもとで認識していたところなのですが、途中の段階で、G o T o イートキャンペーンに登録という条件になっていたところでもあります。背景につきましては、申しわけございません。こちらでは把握しておりません。

○佐々木朋和委員 推測でしかありませんけれども、一説には新型コロナウイルス感染症対策ができているかどうかの判断のために G o T o イートキャンペーンに登録をしているということになったと。だから飲食店でも、宿泊施設については G o T o トラベルキャンペーンで担保されているのでオーケーだと走り出したというような推測も立つわけです。

やはり国のこういった事業については、この前、当委員会で奥州商工会議所にお邪魔したわけでありまして、商工会議所がお世話できたり、支援すべきかどうかの判定を任せてもらえればもっと早いと思えます。この G o T o イートキャンペーンの新型コロナウイルス感染症対策については、県内ではいち早く岩手県中華料理生活衛生同業組合が各事業所を回って、新型コロナウイルス感染症対策ができているか、判定をやり始めるということです。そういった組合や中間団体を通してやれば、そういった判定が早くなる

という中であって、どうしてそこにおろしてこないのかという声が多くあります。今後もこういった事業があるわけでありますので、大手を挟むとかそういったところではなくて、そういった団体の協力をいただきながら国の制度を進めるべきと考えますので、ぜひ国に要望いただきたいと思います。

G o T o イートキャンペーンは農林水産省の管轄でありますから、商工労働観光部に聞くのは酷だと思えるのですけれども、請け負っている団体が商工関係団体ですから、ぜひお聞きしたいと思います。G o T o イートキャンペーンについては、岩手県ではインターネット予約が既に始まっていますが、手数料がかかったり、予約の管理をメールでしなければいけなかったりということで、なかなか利用が伸びていない中であっては、やはりプレミアム商品券のスタートが大事だと思います。岩手県ではまだ業者認定も始まっていないということでもあります。県として今後の動きを把握していれば教えていただきたいと思えます。

○**関口経営支援課総括課長** G o T o イートキャンペーンの今後の予定であります。G o T o イートキャンペーンについては、都道府県単位で業界の示すガイドラインに基づいて新型コロナウイルス感染症対策に取り組む飲食店が利用店として登録できる仕組みとなっております。本県においては、10月20日に参加飲食店の募集を開始し、11月1日から食事券を販売する予定であると受託事業者から聞いております。県としては、県内の飲食店に対して、受託事業者や商工指導団体と連携し、申請手続について周知を図っていくとともに、あわせて既に県で措置しております地域企業感染症対策等支援事業費補助金の利用を促進していきたいと考えております。

なお、先ほどG o T o キャンペーンの飲食店の登録の保留分について御質問があり、観光・プロモーション室長から保留分になっているところがあるのではないかと御答弁をさせていただきました。それに加えて、G o T o イートキャンペーンについては、今委員から御紹介のあったプレミアム食事券、そのほかにオンライン予約、飲食店の予約サイトで登録し、ポイント還元する事業でございます。そちらのほうに既に登録した飲食店も入っているのではないかと考えられるところであります。

○**佐々木朋和委員** そういった中で、事業者採択が8月25日になっています。10月20日から申し込み開始ですが、どうして2カ月間も時間がかかるのかと思うわけであります。G o T o イートキャンペーンの認定がG o T o トラベルキャンペーンの地域共通クーポンの要件になるということがわかったのが後からだとしても、事業者認定を先にしておけば地域共通クーポンはスタートできたわけでありまして、本県では新型コロナウイルス感染症の感染状況が他県と比べて多いわけではない中であって、なぜもう少し早くスタートできなかったのかという思いがあります。そういった意味で、この事業について県として指導や助言を、これまでどういった部分でかわってきたのか教えていただきたいと思えます。

○**関口経営支援課総括課長** 本県において、受託事業者は県単位で事業されるものですか

ら、まず受託事業者の一次公募の際に、何とか手を挙げていただく調整が必要だと考えております。受託事業者を募集する条件について、国からいろいろなパターンを示していただいております。その中で、商工会、商工会議所、民間事業所のコンソーシアム、連携してやる事業体が一番有効だと聞いております。まずは一次公募の際に、商工会、商工会議所、商工会議所連合会、商工会連合会と意見交換をさせていただいて、民間事業者とコンソーシアムを組むような調整を働きかけたところであります。

その公募して、採択した上の予定となりますが、新潟県では10月5日からプレミアム食券の販売が開始になったという報道がされております。ほかの都道府県においては10月下旬から11月上旬で販売開始されるということで、これが大半でございます。このような時期になった理由は、受託事業者の準備など、事情があると思いますが、残念ながら私も承知しておりません。

委員御提案のとおり、先に飲食店の登録を進めていけばという話もごもっともだと思いますが、受託事業者と情報収集や意見交換をしており、国の仕組みや事業者の準備の状況については把握しておりません。

○佐々木朋和委員 新型コロナウイルス感染症で、大変な状況で仕事を進めていただいていることは理解いたします。この緊急時対応に当たっては、事業者、各店舗や県民の皆さんにもわかりやすい事業が求められると思いますし、予算の決定から時期を逃さず早期に始めていただくということが必要だと思います。東日本大震災津波のときと比べて、新型コロナウイルス感染症はいつ蔓延期が来るかわからないことから、経済を回せるときに回すといった視点が必要だと思います。そういう中であって、国も要件がいろいろ変わったり、県も情報収集が大変だということは十分に理解しておりますが、今言わせていただいた点を十分に留意いただいて、早期に、そして適時に事業がスタートできるようにぜひ御指導をお願いしたいと思います。この部分についてはこれで終らせていただきたいと思います。

11月から、東北各県、新潟県を含めた宿泊割引がスタートするわけでありまして。進捗状況がどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 本県を除きます東北各県及び新潟県の県民を対象としたしました宿泊助成は、10月中に利用開始し、来年3月7日まで利用できるよう、現在準備を進めているところでございます。

○佐々木朋和委員 本県を含めないということですから、今やっている県民割とは重複できないというところで始まるということですか。

○高橋観光・プロモーション室長 はい。

○佐々木朋和委員 わかりました。以上です。

○川村伸浩委員 観光宿泊施設緊急対策事業費についてお伺いします。第2期の地元割クーポンの発行は締め切りになったということで、大変喜ばしいことだと思っております。多くの県民が県内の宿泊施設を利用して応援していただくということで、大変いいと思っています。

第1期の2,000円の地元割クーポンは、一般質問でも取り上げられて利用状況が報告され、16万2,000枚発行して、4万1,500枚が利用されて25.6%です。集計がまだ途中だと思いますが、4億円の予算額で、ざっくり計算して1億円余。最終的な精算をしても2億円くらいは残るのではないかと考えております。

第2期分は、15万人分を4億5,000万円の予算額で取り組んでいるわけでありますけれども、地元割クーポンが15万人分発行して、実際に利用されるのは多分半分くらいなのかと想像します。第1期と第2期を合わせて大体4億円分ぐらい残が出ると思います。せっかく予算化したものをもっと利用していただくという第3期の手を打っていく必要があるのではないかと考えております。

宿泊事業者の方々からお伺いしますと、年末年始は結構忙しいのだけれども、それが終わると非常にお客さんが減るといいます。いわゆる1、2、3月の閑散期により多くのお客さんに来て、泊まっていただくといったことを考えていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○高橋観光・プロモーション室長** 岩手に泊まるなら地元割クーポンについてであります。一般質問のほうでも御答弁申し上げましたように、現在の利用状況は4万1,500枚となっております。その残金となりますが、当初20万人泊で4億円としたものであります。実は、10月以降に3,000円の地元割クーポン、東北各県へ拡大するような宿泊割引クーポン発行のため、ある程度見込みを出して、4億円のうち2億円については3,000円の地元割クーポンに原資として見込んでいた分があります。それを財源にしながら補正を組み、最終的な補正額は、その分を見込みながら抑え目にしたという経緯がございます。ただ、2,000円の地元割クーポンは、16万2,000枚の発行に対しての4万1,500枚が利用されており、残金が出るのはそのとおりでございます。最終利用実績状況、東北各県、新潟県への宿泊割引、3,000円の地元割クーポンの状況を見ながら、追加分については今後検討してまいりたいと考えております。

**○川村伸浩委員** 第1期の残金を第2期には財源として入れ込むということですね。せっかくのものですから、そういった対応を早急に検討いただいて、その対策をお願いします。

佐々木朋和委員からも質問がありましたが、いわゆる岩手県以外の東北各県、新潟県への宿泊割引について、スケジュール感だけではなく、こういった形で県内の宿泊施設を利用していただくようなイメージなのか、前回の常任委員会でもお聞きしたかもしれませんが、再度お願いしたいと思います。

**○高橋観光・プロモーション室長** 東北各県、新潟県への宿泊割引についてでございますけれども、10月中の利用開始、利用期限は来年3月7日までとなりますので、6カ月間の長い期間で東北各県、新潟県での利用促進を図っていくというものでございます。岩手県の場合は、第1期と第2期で制度が知られているということもあり、非常に早い時期に申し込みが殺到した状況であります。ほかの県につきましては、制度がまだ知られておりませんので、10月中の利用開始に向けて、地元のテレビ局にスポットCMでPRしますし、

地元紙も活用して岩手県では、こういった取り組みをしているということを周知します。まずは知っていただくということが大事かと思っております。

進め方といたしまして、東北各県、新潟県の宿泊割引の申し込み方法は、はがきという方法も考えておりますが、ウェブサイトを利用するという御指摘がありますので、はがきとウェブサイトの二つの申し込み方法で受け付けを進めていきたいと考えております。短い時間で受け付けをして利用していただくことが大事なので、その辺がスムーズに行くように再度詰めているところでございます。詳細が明らかになりましたら対外的にもPRしてまいりたいと考えております。

○川村伸浩委員 テレビスポットCMや地元紙でのPRと、はがきやウェブサイトでの申し込みで進めていくということを理解しました。10月中に利用開始ということで、時間があまりありませんので、ぜひPRなどは手抜きなく進めていただきたいと思えます。

参考までに、東北各県で岩手県のように、県民向けではなくて、県外の方々に向けた事業に取り組まれている例がありましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○高橋観光・プロモーション室長 他県の状況についてでございますが、本県と同様に東北各県及び新潟県を対象とした宿泊助成につきましては、秋田県、宮城県及び山形県の3県が実施する予定となっております。そのほか福島県と新潟県については、山形県を加えた3県で連携して取り組むようです。青森県は、岩手県、秋田県の北東北3県で宿泊助成を行うという状況になっております。

○川村伸浩委員 どこの県でも取り組まれるということですが、残念なのは、それを一体となってやれば非常に効果が出るし、共通の認識の中で東北地方の方々がお互いに交流できるという部分で非常によいのではないかと思います。知事も東北地方の知事と情報を共有しながらというお話をされてはありましたけれども、結果としてはそれぞれ単独となっております。来年の東北デスティネーションキャンペーンにつなげるという話はいいのですが、実際今やっていることがばらばらだということは、非常に残念だと思います。今の時点では、まずは東北各県、新潟県の多くの方々を訪れていただくように頑張りたいと思えます。終わります。

○佐々木朋和委員 川村委員の質問に関連させていただきます。先ほど東北各県、新潟県の宿泊割引の事業について、ウェブサイト、はがきを使うということでもあります。今の話の流れからすると、同じようなクーポン券で、お客様からの手出しはない形なのかと聞いておりました。岩手に泊まるなら地元割クーポンの第1期で、15万人泊中4万人泊の活用状況ということがありました。例えば、山形県や宮城県が行っている割引は小規模事業者向けだと思うのですが、東北各県、新潟県の宿泊割引でお客様の手出しがあるような事業をやっているところもあるわけです。5,000円のクーポン券を2,000円で買うといった部分については、恐らく応募したけれども、使わないということはほとんどないと思うのですが、今回手出しなしクーポン券という形をとった意図について、教えていただきたいと思えます。



○高橋観光・プロモーション室長 今回のクーポン券という形は、最初から手出しがないという形での制度設計になりました。制度設計するに当たって、いろいろなパターンを想定しました。当初の制度設計に当たって、第1期分の応募が7月19日（後刻「7月18日」と訂正）からということで、どうすると一番素早く制度の効果が出せるのかを考えたときに、システムを組んでインターネットで応募する案もありましたが、システム開発に1カ月かかること、どうしても応募者が登録しなければだめだということ、宿泊事業者への説明会を開くとなると、1カ月、2カ月時間がロスしてしまうというところがあり、そうするとクーポン券として配って、それを持っていくとすぐ使えるという形がいいだろうということでありました。

それから、当初、緊急事態宣言から何とか観光事業をリスタートしたいという中で、どうやって観光需要を喚起していくかといったときに、少額とはいえ手出しがあるというよりも、まず手出しなしで地元の宿に泊まれるというところからスタートしたものであります。最終的にいろいろな制度設計があると思うのですけれども、当初はそういった狙いのもとでクーポン券をスタートしたという背景でございます。

○佐々木朋和委員 当初の制度設計の話をいただきましたけれども、今度第2期になって、東北各県や新潟県に広げるといったときにも、やはり手出しなしのクーポン券というような、第1期からの練り直しの時間もなかったこともあると思うのですけれども、そういったところなのでしょうか。

最後まとめて部長にお聞きをしたいと思います。こういったコロナ禍の中で制度設計は大変難しく、早さと公正さ、申請書類はできるだけ少なくしながらも不正はないようにするなど、そのはざまの中でいろいろ大変だと思うのです。でも、これから冬場に向けて、そういった新型コロナウイルス感染症対策の制度設計をしながら新たなものを出していただきたいといったときに、部長としてこれまでどういったところに主眼を置いて指導してこられたのか。今まで制度をつくってきた中で、今後どういった方向に制度設計のあり方として持っていこうと思っていられるのか、お話を聞いて終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 岩手に泊まるなら地元割クーポンの関係を申し上げますと、市町村と協調した地元割でございます。これを設計したのはちょうど緊急事態宣言が出されたあたりで、大きな移動がしばらく中で、宿泊需要が途絶えてしまうということが、最も何とかしなければならぬということで、市町村という小さい単位の中で宿泊需要を最小限確保しようという狙いがありました。

その後、緊急事態宣言が解除されましたが、県境を越えた移動はしないように呼びかけがされたタイミングで地元割を設定しました。このときには国のGo To キャンペーンが動いていくということがわかっていましたので、それぞれ併用した場合に、市町村単位で一番インセンティブが厚く、県域は少し薄くなるのですけれども、小さい単位になればなるほどインセンティブが厚くなる設計にしようという発想がありました。これは、新

型コロナウイルス感染症の動きが見えないので、万が一県内で新型コロナウイルス感染症が確認されたときにも、全く宿泊需要がなくなるということではなくて、最低限市町村は動く、状況によっては県域はなるべく控えていただくことを狙って制度設計してまいりました。

最終的に、国のG o T o キャンペーンも動き始めて、そこが機能するような状態になっています。このG o T o キャンペーンでよく言われているのは、高額の商品価格、宿泊プランのところにお客さんが集まって、小規模な宿泊施設などにはなかなか回っていかないという声もございます。ここは宿泊施設にも工夫していただかなければならないところで、このG o T o トラベルキャンペーンのような定率の割引ということになると、お得感を求めて高い価格のところに行くわけであります。宿泊プランをどのように設定するのか、事業者にも工夫をしてもらって、いろいろな地元の体験プランなどを宿泊プランの中に入れて、G o T o トラベルキャンペーンをできるだけ使ってもらえるような工夫をしていただく必要があると考えています。

それから、各種支援策はさまざまありますが、まずは資金繰りです。キャッシュが途絶えて事業を断念しなければならなくなるということのないように資金繰りをまずしっかりしていこうと思っております。また、家賃補助、各種の融資も同じです。

それから、さまざまな社会活動もそうですけれども、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりやるということが前提になりますので、万全な対策をやっていただくということで、地域企業感染対策等支援事業費補助金を設置させていただきましたし、新型コロナウイルス感染症対策を大規模にやらなければならない宿泊施設には、手出しがありますが、上限 200 万円、3分の2の観光宿泊施設緊急対策事業費も準備させていただきました。きのうまでの一般質問でもやり取りさせていただきましたけれども、まだ万全というところまでは行き渡っていないと思いますので、今後も努力してまいりたいと思います。

そして、これからのことになりますけれども、今までの事業を単に続けるということではなくて、このような危機はいろいろな場面出てきます。そこにしっかりと耐えていける事業モデルを考えていかなければなりませんし、これから5Gの時代を迎えて、第四次産業革命技術の導入が進んでいきます。そういったものをしっかり取り込んだ形態になっていかなければならないと思いますので、その辺に対する支援は、これからさらに検討していく必要があると思っております。

○高橋観光・プロモーション室長 先ほど答弁の中で、地元割クーポンのスタートを7月19日と申しあげましたけれども、7月18日でございます。訂正します。

○高橋こうすけ委員 地元割クーポンのことで確認ですが、岩手県と東北各県、新潟県の申し込みは、はがきとインターネットということですが、岩手県ははがきで、県外の方々はインターネットで受け付けするということでしょうか。それとも、岩手県内の人たちもインターネットの受け付けというのはできるのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 受け付け方法については、岩手県内の方につきましては

は往復はがきのみでございます。他県の方につきましては、今申し上げたインターネットとはがきの二つのパターンで受け付けるということでございます。

○高橋こうすけ委員 せっかくなので、ぜひ次のときは岩手県内の方々もインターネットを使って受け付けができるようにしていただければと思います。必ずインターネットのほうが便利だといって、やりたい方がいると思いますので、ぜひ使う方側に配慮をしていただければいいと思います。以上です。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費第3項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加、2変更中6から13まで、議案第8号令和2年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号令和2年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第14号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○坊良副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、県土整備部関係の予算について御説明いたします。

議案（その1）の5ページをお開き願います。当部関係の補正予算は国庫支出金の交付額決定等に伴う事業費の整理に加え、国の令和元年度補正予算に対応し、県におきましても令和元年度2月補正予算に前倒しで予算措置したことに伴い、減額補正しようとするものなどがございます。

表の中ほど、8款土木費は113億9,858万6,000円の減額、6ページをお開き願いました、11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費は29億3,443万3,000円の増額、これらを合わせ84億6,415万3,000円を減額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容につきまして御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書48ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費でございますが、1目土木総務費のうち、説明欄1行目、償還金は国庫補助事業完了による事業費確定に伴う国庫支出金等の精算に要する経費を補正しようとするものでございます。

49 ページに参りまして、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費のうち、説明欄1行目、道路環境改善事業費は、橋梁の補修、補強、トンネルの補修等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものでございます。

3目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄1行目、地域連携道路整備事業費は、現道の拡幅、線形の改良等、道路整備に要する経費について、4行目の直轄道路事業費負担金は、国が実施する道路整備に要する経費に係る負担金について、それぞれ国の令和元年度補正予算に対応し、県におきましても令和元年度2月補正予算に前倒しで予算措置したことに伴い、減額補正しようとするものでございます。

51 ページをお開き願ひまして、3項河川海岸費ですが、1目河川総務費のうち、説明欄2行目の河川海岸等維持修繕費は、河川のしゅんせつ等に要する経費について、洪水被害の防止、軽減を図るため、増額補正しようとするものでございます。

2目河川改良費のうち、説明欄1行目の基幹河川改良改修事業費は、河川改修支障木伐採等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

52 ページをお開き願ひまして、4目河川保全費のうち、説明欄2行目の津波危機管理対策緊急事業費は、水門・陸閘自動閉鎖システムの整備や高田地区海岸の砂浜再生などに要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

53 ページに参りまして、4項港湾費ですが、2目港湾建設費のうち、説明欄4行目の直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国の令和元年度補正予算に対応し、県におきましても令和元年度2月補正予算に前倒しで予算措置したことに伴い、減額補正しようとするものでございます。

54 ページをお開き願ひまして、5項都市計画費でございますが、2目街路事業費のうち、説明欄2行目の都市計画道路整備事業費は、都市計画道路の整備に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

少し飛びまして、62 ページをお開き願ひます。11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費であります。1 目河川等災害復旧費の直轄河川等災害復旧事業費負担金は、国の直轄道路災害復旧事業に係る地方負担について、国の通知に基づき補正しようとするものでございます。

2 目港湾災害復旧費の港湾災害復旧事業費は、東日本大震災津波からの復旧等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、7 ページをお開き願ひます。第2表債務負担行為補正の1追加中、1 道路災害防除事業から7 都市計画整備事業までの7 件全て当部関係であり、工期が翌年度以降にわたるものにつきまして、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に8 ページをお開き願ひます。2 変更中、6 道路環境改善事業から9 ページの13 砂防事業までの8 件につきましては、いずれも令和2年度から翌年度以降にわたって施工され

る工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、当部所管の特別会計及び企業会計について御説明申し上げます。少し飛びまして30 ページをお開き願います。まず、議案第8号令和2年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,728万3,000円を追加し、15億6,374万4,000円としようとするものであります。

31 ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正の歳入中、2款財産収入、1項財産売払収入は、久慈市内の土地を売却することに伴い、増額しようとするものでございます。

32 ページをお開き願いまして、歳出中、1款事業費、1項港湾施設整備費は、財産収入等を一般会計に繰り出ししようとするものであります。

次に、33 ページに参りまして、議案第9号令和2年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第3条は収益的収入及び支出でございますが、収入は資産評価に基づく長期前受戻入等を1億1,355万円減額し、96億8,957万2,000円、支出は維持管理に係る委託料等を1億4,124万円減額し、95億7,838万7,000円としようとするものであります。

第4条は資本的収入及び支出ですが、いずれも国庫補助金の内示等に伴うもので、収入は8億8,902万5,000円減額し、13億1,262万1,000円に、34 ページに参りまして、支出は8億8,864万4,000円減額し、23億2,789万1,000円としようとするものでございます。

第6条は債務負担行為ですが、都南浄化センターの設備更新工事など3件について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、負担議案3件について御説明申し上げます。議案（その1）の38 ページをお開き願います。議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは急傾斜地崩壊対策事業等において、盛岡市の事業費の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

39 ページに参りまして、議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてですが、これは急傾斜地崩壊対策事業等において、新たに受益者となる宮古市及び一関市に負担させようとするものであります。

40 ページをお開き願います。議案第14号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは2建設費に、北上市等の事業費の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 議案第8号で、財産収入は2億7,100万円余で久慈市に売却するとい

うことですが、どういう財産を処分しようとしているのでしょうか。

○伊藤特命参事兼用地課長 今後御説明いたします議案第 33 号における久慈市諏訪下地内の工業用地を処分しようとするものであります。

○高橋はじめ委員 県の財産を久慈市に売り払い、そこを工業用地に活用するという事でよろしいですか。

○伊藤特命参事兼用地課長 県の持っている工業用地を久慈港運株式会社という民間企業に売却いたします。

○高橋はじめ委員 県の公有財産の売却は、目的を持って売却するという事だと思えます。目的どおりに使用してもらうことが一番重要なことなので、確認のために質問させていただきました。いろいろな財産を市町村で購入したものの、当初の予定が実行できなくて、しばらく塩漬けみたいになっていて、目的外に活用するという事例があると聞いたことがあります。きちんと目的どおりに処分していただければと思います。処分する期間などについては、契約書を結ぶと思えますので、その中で明らかにして活用してもらおうと。その後の点検もぜひやっていただければと思います。以上です。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良（第 3 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その 2）の 26 ページをお開き願います。議案第 26 号主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良（第 3 工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の 1 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、まちづくり連携道路に位置づけ整備を進めている主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区において、津波災害時に浸水しない道路を新設するものでございます。

設計変更の理由及びその内容ですが、変更の内容について 2 ページの資料により説明さ

させていただきます。2ページの資料、上の図は当初契約時における地盤の状況、そして下の図は追加調査後の地盤の状況のイメージです。下の図のように、盛土工事を開始した後、盛土箇所付近において一部沈下が見られました。追加の地質調査を実施したところ、赤い破線の範囲において、新たに液状化のおそれのある軟弱地盤が確認されたことによりまして、対策工が必要となり、増工するものであります。また、その対策工の実施に伴い、盛土を行う時期がおくれるため、切土区間から盛土区間に直接運搬する予定としておりました土砂の一時仮置きが必要となりまして、その運搬費等を増嵩しようとするものです。

1ページにお戻りください。契約金額ですが、平成30年10月1日の当初契約金額15億2,712万円に対し、今回の変更により4億4,501万4,900円の増額となり、変更後の契約金額は19億7,213万4,900円となるものでございます。

請負者は、株式会社佐賀組であります。工期は、現在の令和3年3月15日で変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原道路建設課総括課長** 議案（その2）の27ページをお開き願います。議案第27号主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区道路改良舗装（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、まちづくり連携道路に位置づけ整備を進めている主要地方道大船渡広田陸前高田線船河原地区において、津波災害時に浸水しない道路を築造するものでございます。

設計変更の理由及びその内容ですが、変更の内容について4ページの資料で説明させていただきます。当初は、事前の地質調査により、切土工で発生する掘削土の全てが盛土材

に適するものと想定しておりましたが、掘削作業開始後、その一部は盛土材としての流用が困難な土質であることが判明したことから、当該掘削土を現場外に排出することとなったものです。また、これに伴いまして、不足する盛土材を現場外から運搬することなどによりまして、土工数量を増嵩しようとするものであります。

3ページにお戻りください。契約金額ですが、平成31年2月28日の当初契約金額13億6,080万円に対し、今回の変更により3億2,771万6,400円の増額となり、変更後の契約金額は16億8,851万6,400円となるものでございます。

請負者は、株式会社中澤組であります。工期は、現在の令和2年12月6日に対しまして、今回の変更により102日の付与となり、変更後の工期は令和3年3月18日となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**軽石義則委員** 地質調査の結果、適正に使えるないということですが、これは地質調査に問題があったのか、それともそれでも想定できなかったのか、どこに課題があるのか、お示してください。

○**菅原道路建設課総括課長** 事前の調査の課題という御質問でございます。事前の調査は、例えば測点ごとなど、限られた範囲で行われるものでございます。その状況では全てが使えるものと想定しておりましたが、掘削作業が始まったところ、悪いところが点在していたということで、その分が使えるないということになりました。よって、今回の場合、当初は想定できなかったものと理解しています。

○**軽石義則委員** そういうことというのは、たびたびあることなのでしょうか。

○**菅原道路建設課総括課長** 本来であれば、設計時の想定に基づいていけばいいということですが、長い区間の土工を施していく上で、当初悪いとされていたところがよくなる場所もあれば、よいとされていたところが悪くなるということは、あり得ます。

○**軽石義則委員** 土の中のことでありますから、見えるところ、見えないところがあって当然だと思いますけれども、ただ地質調査の発注の仕方、調査の仕方を精査する方法等について、こういうことがたびたび出るのであればもう少し詳しく、定点をふやすことなどは考えないのでしょうか。

○**菅原道路建設課総括課長** 当初の設計に関する根拠として調査をする際は、おおむねの範囲によってどれくらいの頻度でやるかなど、標準的な考えがあります。その作業の中で非常に悪いところが多い場合などにおいては数量をふやすことはありますが、今回はそのような点に至らなかったものであります。今後も悪いと想定されている場合には、適切な対応をしてみたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 議案（その 2）の 28 ページをお開き願います。議案第 28 号甲子川筋甲子川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 5 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した甲子川において、津波対策のため水門を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 14 回変更、第 16 回変更の内容について、7 ページ以降の資料により説明させていただきます。

7 ページをお開き願います。中段の㉑の図をごらん願います。第 14 回変更におきましては、機械設備を格納するための屋根や外壁といった水門上屋工を追加したものでございます。

次に、下段の㉒の図をごらん願います。これは水門右岸下流部の既設護岸を撤去した後、に新設した特殊堤の施工に伴いまして、発生した汚泥の処理を追加したものでございます。

また、8 ページをお開き願います。中段の㉓の図をごらん願います。第 16 回変更では、水門右岸上流部の既設護岸を撤去した箇所に新設する特殊堤工を追加するものです。

また、下段の㉔の図をごらん願います。こちらは、新設する特殊堤の施工に伴い汚泥が発生することから、その処理工を追加するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額になるものであります。

6 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 12 月 13 日に議決いただいた第 12 回変更の金額 75 億 1,270 万 5,720 円に対し、今回の変更により 16 億 6,294 万 4,800 円、22.1%の増額となり、変更後の契約金額は 91 億 7,565 万 520 円となるものでございます。

請負者は、株式会社熊谷組・株式会社本間組・株式会社小澤組特定共同企業体。工期は、現在の令和 3 年 3 月 12 日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 第14回変更から今回の第16回変更で16億円強の金額が増額するのですが、水門上屋工の追加と汚泥処理工の追加、水門右岸上流部の撤去と復旧工と汚泥処理工の金額割合を教えてください。

○上澤河川課総括課長 済みません、汚泥処理工そのものの比較について、手元にございませんが、第13回変更から第14回変更の汚泥処理工追加分は約2億8,000万円でありました。そして、今回の第16回変更におきましては、汚泥処理工は約8,000万円でございます。

○高橋はじめ委員 水門の上屋工を追加したということですが、どうして当初から見えていなかったのか、追加の理由をお知らせください。

○上澤河川課総括課長 水門の上屋工事は建築工事ということで、当初は別発注を予定しておりました。ただ、沿岸地区の一連の水門工事では入札不調が続いており、また今回の甲子川水門に設置する上屋につきましては、水門工事の本体で設置する管理橋を利用して施工するということがありますので、現地での工事がふくそうすること、その2点を考えまして、今回の工事で追加するものでございます。済みません、これまでの変更で追加したものでございます。

○高橋但馬委員 今の御答弁からいうと、建築工事から土木工事のほうに追加したという意味ですか。

○上澤河川課総括課長 この水門本体は土木工事になりますが、この中に今回の上屋の工事、建築工事の部分を追加したという意味でございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋はじめ委員は、所用のため午後の委員会を欠席するとのことでございますので、御了承願います。

次に、議案第 29 号高田松原津波復興祈念公園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫都市計画課総括課長** 議案（その 2）の 29 ページをお開き願います。議案第 29 号高田松原津波復興祈念公園整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 9 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、高田松原津波復興祈念公園における公園施設の整備、植栽及び公園内の市道の舗装等を行う工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 3 回変更及び第 4 回変更の内容について、10 ページの資料により説明させていただきます。

10 ページをお開き願います。第 3 回変更は、③—1 のとおり、のり面緑化保護工、転落防止柵について、他工事との調整により、令和元年 9 月 22 日の国営追悼・祈念施設の一部開園に合わせて整備する必要がある、追加したこと。また、③—2 の橋梁補修、これはしおさい橋、松原大橋でございます。これは、令和 2 年 5 月に開催される予定だった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のイベントに向けて整備を進める必要がある、追加したものでございます。

第 4 回変更では、④及び⑤のとおり、敷地造成工、のり面緑化保護工について、公園内で施工していた他工事が進捗したことにより、その作業ヤード等が解消され、公園工事の着手が可能となったことから追加するものでございます。以上の理由により、変更契約金額が増額となるものでございます。

9 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 12 月 13 日に議決いただいた当初の契約金額 14 億 9,634 万円に対し、今回の変更により 6 億 9,595 万 8,120 円、46.5% の増額となり、変更後の契約金額は 21 億 9,229 万 8,120 円となるものでございます。

請負者は、株式会社平野組。工期は、現在の令和 3 年 3 月 15 日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに

決定いたしました。

次に、議案第 32 号米田地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 議案（その 2）の 32 ページをお開き願います。議案第 32 号米田地区海岸災害復旧ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 11 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した米田地区海岸において、津波対策のため防潮堤を復旧、新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 3 回変更、第 4 回変更、第 6 回変更、第 9 回変更、第 10 回変更、第 11 回変更及び第 16 回変更の内容について、13 ページ以降の資料により説明させていただきます。

13 ページをお開き願います。上段の③の図をごらん願います。第 3 回変更におきましては、詳細な施工計画の検討、道路管理者との協議を踏まえ、既存の村道を利用した迂回路を追加したものです。

また、下段の④の図をごらん願います。第 4 回変更におきましては、第 3 回変更で迂回路を追加したことに伴い、防潮堤の施工に係る仮設の土どめ構造を変更したものです。

次に、14 ページをお開き願います。上段の⑤の図をごらん願います。詳細設計の完了に伴い、離岸堤及び導流堤を追加したものでございます。

また、下段の⑦の図をごらん願います。第 6 回変更におきましては、詳細な地質調査の結果、施工区間の一部において支持層の位置が当初の想定よりも厚かったことから、防潮堤基礎構造をくい基礎から直接基礎に変更したものです。

次に、15 ページをお開き願います。上段の⑧の図をごらん願います。詳細設計の結果、新設区間北側工区における防潮堤被覆工の厚さについて、津波対策施設として必要な構造に変更したものでございます。

次に、中段の⑩の図をごらん願います。第 9 回変更におきましては、詳細設計の結果、新設区間南側工区における場所打ち擁壁について、津波対策として必要な構造に変更したものです。

また、下段の⑫の図をごらん願います。第 10 回変更におきましては、海側の施工に必要な工事用道路について、波浪等の影響を考慮し、仮栈橋構造に変更したものでございます。

次に、16 ページをお開き願います。第 11 回変更におきましては、詳細な地質調査の結果、支持層の位置が当初の想定よりも複雑だったこと、地中に転石が確認されることから、防潮堤基礎ぐいの工法を変更したものでございます。

次に、17 ページをお開き願います。第 16 回変更におきましては、道路管理者との協議により、供用中の道路に影響が生じないよう、仮設土どめに用いた鋼矢板の一部について、

現地に残すことで仮設計画を変更するものでございます。また、工事中の道路通行どめについても、道路管理者との協議により、24 時間体制の交通誘導員配置に変更するものでございます。

11 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 26 年 7 月 7 日に議決いただいた当初契約の金額 22 億 1,238 万円に対し、今回の変更により 10 億 476 万 140 円、45.4%の増額となりまして、変更後の契約金額は 32 億 1,714 万 140 円となるものでございます。

請負者は、西松建設株式会社・南建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の令和 2 年 10 月 30 日から令和 3 年 3 月 15 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 33 号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤特命参事兼用地課長** 議案（その 2）の 33 ページをお開き願います。議案第 33 号財産の処分に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 18 ページをお開き願います。処分の目的は、久慈港運株式会社の事業用地に供するためでございます。久慈港運株式会社は、久慈市を拠点に港湾運送などの業務を行っている企業であります。今般、業容拡大のため、久慈港諏訪下地区の未売却工業用地を取得し、珪石の保管場所や珪砂専用倉庫などを整備する予定であります。

今回処分する土地は、地域産業の振興に資する目的で造成された久慈港諏訪下地区の工業用地であり、久慈港運株式会社の工業用地利用計画は、久慈港の取り扱い貨物量の増大や拡大など、久慈港の港湾利用の拡大につながるものであることから、売却をすることといたします。

次に、処分する財産の内容でございますが、処分する財産の所在は久慈市長内町地内の土地で、数量は 2 筆合計 3 万 3,961.21 平方メートル、単価は 1 平方メートル当たり 8,000 円、処分予定価格は 2 億 7,168 万 9,680 円でございます。

単価算定根拠は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価。

処分の方法は、売り払いでございます。

説明資料 19 ページ、久慈港諏訪下地区の平面図をごらんください。処分しようとする財産は、図面の赤色で着色している箇所でございます。

以上、久慈港運株式会社に対し事業用地に供する土地を売り払いしようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 34 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 議案（その 2）の 34 ページから 35 ページをお開き願います。議案第 34 号和解の申立てに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 20 ページをお開き願います。議案の趣旨ですが、県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から、滞納家賃の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申し立てをするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の申立人及び申し立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営住宅入居者 10 人でございます。

和解の内容ですが、滞納家賃は分割して所定の期日までに支払うこと、和解成立後の毎月の家賃は所定の期日までに支払うこと、これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し、何らの通知、催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し、残額を一時に支払うとともに、速やかに住居を明け渡すことであります。

次に、議案説明資料の 21 ページをお開き願います。法的措置を行うまでの流れを示した資料となります。右下の部分をごらん願います。起訴前の和解の申し立てにつきましては、当事者双方が簡易裁判所に出頭して和解調書を作成することにより、県は相手方の継続入居を承認することとなりますが、相手方が和解内容に違反した場合には、住宅の明け渡し

及び滞納家賃等の支払いに関して強制執行が可能となるものでございます。

なお、和解しようとする各相手方の滞納額につきましては、令和2年7月末現在で、少ない方で21万円余、多い方で166万円余となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 気になるのは10人の方々の生活の状況です。なぜ支払えないような状況だったのか、今後しっかり生活がされて支払うことができるのかどうか、その点を確認します。

○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長 10人の方々の生活状況等についてでございますが、県営住宅の家賃は、基本収入に応じて家賃の額が決定される仕組みになっております。ですから、収入が少ない方は安い家賃となります。例えば仕事が雇いどめになったという特段の事情がある場合は、減免措置を用意しておりますので、さらに安い家賃の住宅に誘導するといった設定になっております。

その上で、家賃を滞納された方々に対して、昨年は年1,900回臨戸訪問をして、家賃がたまっているけれども、どういう状況になっているのか、指定管理者を通じて聞き取りや指導を申し上げております。また、指定管理者に加えまして、県職員も家賃滞納指導等で歩いてお話をしております。

それでも家賃を滞納される方はいらっしゃいます。議案説明資料の21ページの6カ月を超え、また30万円を超える方々を機械的に今回和解の申し立てとしているわけではありません。ピックアップした方の中から、例えばしばらく滞納していたけれども、また家賃を納めたり、対話指導に行った際に、こういう事情があるので、次回に払うという話をいただいた方々は今回除外しております。

残った方々に対して、県としてもこのまま済ませるわけにはいかないので、払っていただくか、出ていただくか判断してくださいということを御案内申し上げます。そこで、一定額を支払っていただく、今回ですと全額支払って……

○菅野ひろのり委員 主な原因について、簡単をお願いします。

○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長 支払えなかった理由等でございますが、基本的に家賃に対するモラルの問題が大きいと思っております。特定の方がどうこうということではございませんが、今申しましたように、事情がある方についてはお話をしておりますが、家賃の支払いに対する意識が希薄な方々もいらっしゃいますので、一般的にはこのような方々が今回の滞納になっております。

今後の支払いの見通しでございますけれども、分割につきましては最長5年をめぐりに相手方と話し合いをさせていただいて、月々幾らであれば払えるか双方合意した上で、和解の取り交わしをすることとしております。機械的に和解の約束をしているわけではなく、相手方といろいろお話をさせていただいた上で、今回の議案として提出しているものでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて花巻空港の令和元年度収支（試算）について発言を求められておりますので、これを許します。

○今空港管理課長 いわて花巻空港の令和元年度収支（試算）を作成しましたので、報告をさせていただきます。

お手元に配付させていただいておりますいわて花巻空港の令和元年度収支（試算）についてごらんいただきたいと思っております。

1、公表の目的等についてですが、空港収支につきましては、空港運営に関する情報の開示、提供等により透明性を確保し、利用者の便益増進や空港運営の効率化を図るため、平成21年9月に国土交通省が国管理空港の収支状況を公表しております。この公表に合わせ、地方管理空港についての収支を公表するよう国から要請があり、それを受けて本県でも平成20年度決算分から毎年いわて花巻空港の収支を計算し、公表しているものでございます。今回、令和元年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告するものでございます。

備考にありますとおり、キャッシュフローベースの収支の試算は、県の一般会計決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支として表記したものでございます。また、貸借対照表の試算は、空港の資産や負債を一覧で示したものでございます。

今回の試算結果につきまして、恐れ入りますが、2ページ目の資料1、令和元年度いわて花巻空港の収支（試算）についてをごらんいただきたいと思っております。最初に、1、キャッシュフローベースの収支（試算）について御説明いたします。

まず、左側の表、(1)、空港整備及び維持運営など全ての経費に係る収支についてごらんください。左の表の下段、表の真ん中辺の実質収支額でございます。令和元年度は16億9,800万円の歳出超過がありましたが、前年度と比較いたしまして歳出超過額は9,900万円減少しております。この理由としましては、歳入について、令和元年度から国庫補助事業による滑走路の補修事業を開始したことにより、国庫補助金と借入金が増加したこと、ま



た歳出につきましては、借入金償還額が減少したことが主な理由となっております。

次に、資料右側の(2)の表をごらんいただきたいと思います。こちらは、今御説明いたしました(1)の表から空港整備分を除く維持運営の経費のみを抽出、整理したものでございます。表の下段の実質収支額ですが、令和元年度は9億7,100万円の歳出超過となりました。前年度と比較いたしました場合、歳出超過額は1億5,600万円の増加となっております。

次に、資料の下の、2、貸借対照表の試算をごらんください。資産の大宗をなす有形固定資産でございますが、令和元年度末では430億6,700万円となり、平成30年度末は435億5,800万円でございますので、4億9,100万円減少いたしました。その主な理由といたしましては、固定資産の評価がえによる土地の評価額が下落したほか、建物工作物の減価償却によるものでございます。

また、資料右下に、参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度の着陸料等収入への影響を記載しております。新型コロナウイルス感染症により、国際定期便の運休や国内定期便の減便が続いていることから、本年度における空港の着陸料等収入も影響がございます。本年度4月分から8月分までの着陸料等の収入実績を前年度同期の実績と比較いたしました。昨年度の約6,000万円に対しまして、本年度は約2,500万円、昨年度の41.7%にとどまっている状況でございます。

最後に、1ページ目にお戻りいただきまして、一番下のその他をごらんいただきたいと思います。令和元年度において、いわて花巻空港を利用した観光客が県内で支出する額を、空港に関する経済効果の一例ということで試算いたしました。試算の結果、概算で56億1,100万円となります。3ページの資料に具体的な試算方法を載せておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上でいわて花巻空港の令和元年度収支(試算)についての説明を終わらせていただきます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に関する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** ことしの夏は非常に暑くて、冬は大変になるのではないかという予測がされておりますが、そうなると道路環境整備が大事になってくると思うのです。このコロナ禍の状況で除雪作業をしてくれる方々、業者を含めた体制がとれるのか心配がありますが、現状どのような捉え方をしているのか示していただきたいと思います。

○**照井道路環境課総括課長** 今年度の除雪体制についてでございますけれども、昨年度は157の企業等と、県が保有する除雪機械、そして民間が保有する機械を合わせて約1,100台の除雪機を稼働させるという契約を行っております。ことしも同等の体制で臨みたいと考えておりまして、現在除雪契約の事務を進めているところでございます。

○**軽石義則委員** 昨年と同等ということですが、気象状況にもよると思います。体制は一緒でも稼働率の変化等があれば、いろいろな意味で業者との調整が大事だと思いますし、

いつも言われていることは、準備はしても稼働しなければ、経費がかなり負担になっているというお話もあるのですけれども、その部分についてはどうでしょうか。

**○照井道路環境課総括課長** 近年少雪の年が多くなっておりまして、出勤機会が減ってしまうと、どうしても除雪業務を請け負う建設企業の収入が減ってしまうということがございます。今後も除雪を行っていただく建設企業を安定的、持続的に現在の体制を維持することが大切だと思っています。

県では、除雪機械の操業補償をしております。これは標準的な除雪稼働時間に対して大幅に稼働が少ない場合や多い場合に、そのときの差額を補填するという取り組みですが、今年度は一般社団法人岩手県建設業協会から、最低補償等制度を新たに創設してほしいという要望を受けております。具体的な内容は例年に比べて 50%を最低保障にしてほしいということでございますので、この冬は一般社団法人岩手県建設業協会の意見も伺いながら、建設企業における除雪の実態について調査を行いたいと考えております。

**○軽石義則委員** その調査も含めて対応しなければならないということもありますし、例年と違うのは、コロナ禍の中で業者は企業維持、人員確保に非常に苦しんでいると想定されるわけですが、その部分はどうですか。

**○照井道路環境課総括課長** 除雪機械のオペレーターが、ふだんはどこかの建設現場で仕事をしていて、雪が降れば、そのときだけ除雪機械に乗るのか、もしくは建設企業のほうで、除雪機械専用に臨時で雇っているのかということは県では十分に把握できていないので、そういうところを把握した上で支援策を今年度検討していきたいと考えております。

**○軽石義則委員** ぜひ実態をしっかりと把握していただいて、気象情報はとれると思いますけれども、それに合わせて人が動けるかどうか課題になってくると思いますので、我々にも示してもらえればと思います。

市町村から冬場の通学路または交通事故の多発地域に対して、道路改良の要望が出てくると思うのですけれども、その部分について意識して対応していくということによろしいのでしょうか。

**○照井道路環境課総括課長** 沿岸部と内陸部を結ぶ道路や除雪を重点的に行う路線を決めておりますので、そういうところの安全確保を図りながら除雪を進めていきたいと考えています。

**○軽石義則委員** そういう箇所がどのぐらいあるのでしょうか。市町村からすれば、本当は道路を広くしてほしいけれども、予算的にも間に合わないために、除雪体制をしっかりしなければならないこともあると思いますし、安全確保もしなければならないと思うのです。特にしっかりやらなければいけないと把握している箇所はどのぐらいあるのですか。わからなければ、今はいいのですけれども。

**○照井道路環境課総括課長** 具体的な箇所数は現在把握していないのですが、当課で行っている事業ですと、除雪により雪を道路端に寄せるのですが、路肩がどうしても狭くて雪を寄せ切れない場合がござります。そういうところは、堆雪帯整備という路肩を広くする

事業がございまして、西和賀町などで取り組んでおります。

○**軽石義則委員** 把握していると思っておりますし、やってくれているのもわかっています。加えてバリアフリー化で、障がいのある方や高齢者の方々が危険を感じているという部分がありますので、それは市町村とも連携しなければならないと思います。その部分についてはさらに共有化を図っていただいて、お互いができる範囲はあると思いますので、これまでもやっていただいておりますけれども、雪が多くなればなるほどその連携が大事だと思いますので、国にも協力いただきながら、そのことをお願いして終わります。

○**工藤勝子委員** 今回の新型コロナウイルス感染症では、ものづくりや観光に大きな打撃を与えておりますが、建設業という言葉が出てきておりません。県内の建設業に与えた影響はなかったのでしょうか。また、新型コロナウイルス感染症によって事業のおくれ、雇用の環境が変わったなどがあつたらお聞きしたいと思います。

○**和村建設技術振興課総括課長** 県内建設業の新型コロナウイルス感染症による影響等についてであります。8月中旬から先月末にかけて、県内13地区におきまして建設業関係団体と地域懇談会を開催し、その中で新型コロナウイルス感染症による影響等について議題の一つとして意見交換を行っております。その中で県内建設業への影響や懸念についての発言は特になく、また雇用状況につきましても、従前からの担い手不足を訴える声はあるものの、新型コロナウイルス感染症による影響についての発言は特になかったことから、今のところ特段大きな影響はないと考えております。

○**工藤勝子委員** 特別何かを輸出する、ものを売るという事業ではありませんので、多分そうではないかと思っていたのですが、今後東日本大震災津波から10年が経過するわけです。そうすると、大型の復興事業は大幅に減少していくわけです。そうすると県内建設業は、また冬の期間が来るのではないかとささやかれています。

そして、国土強靱化基本計画によって、トンネル、橋梁やのり面の補修などにかなりのお金をかけております。でも、新規の事業と違って、事業費は小さいわけです。また、事業者の方々が全て参画できるわけでもありません。

いわて建設業振興中期プラン2019を出しております。新分野に進出すると県からさまざまな補助金や支援がありますが、東日本大震災津波後を踏まえて、それにプラスするようなことはあるのでしょうか。

○**和村建設技術振興課総括課長** 今委員がおっしゃったとおり、東日本大震災津波からの復興工事がほぼ終わるということで、事業が減ることや産業界の高齢化等も踏まえまして、昨年度いわて建設業振興中期プラン2019を策定いたしました。この中で建設投資額の確保、生産性の向上や女性等の参画などを考えております。確かに事業は減っていきますが、その中でもさらに国の交付金などを活用いたしまして、できるだけ確保しながら進めていきたいと考えています。

○**工藤勝子委員** まだそういう危機感みたいなものは感じていないのかもしれませんが、やはり建設業というのは基幹産業でもありますし、万が一災害が発生したときにも、

ある程度の企業がきちんと事業を継承していくような力を持っていないと、復旧作業はおくれるわけです。

そして、南海トラフ地震で危ないと思ったら、北海道沖にある千島海溝からも地震が起きるのではないかと予想されているようです。岩手県の大きな基幹産業の一つでありますので、今後建設業の皆さんがそれぞれ生き残っていくために、今後もいろいろヒアリングをしながら、自分たちの計画ができるかわからないのですけれども、目標を定めながらやっていくことも大事でしょうし、率先して指導していくことも県の役割だと思いますので、もし所感がありましたら部長から聞いて終わりたいと思います。

○中平県土整備部長 危機感は持っております。建設事業費が復興事業の関係で落ちるところもありますけれども、委員御指摘のとおり、地域の建設業はまさに地域の守り手であり、今後とも将来にわたって存続してもらわなければならない大事な産業だと思っております。そのため公共事業費の確保については、国土強靱化の継続等について、これは引き続き国に働きかけていくのですけれども、大きなところはやはり担い手の確保という点、それから新しく入ってこられる若い方が魅力を持って働いてもらうような建設業ということの環境づくり、生産性を向上していくということが大事だと思いますので、ICTの活用など、そういった分野に補助するような仕組みを今回新たに設けました。

若い方々が入っていただけるような環境づくり、週休2日制度の取り組みについても積極的に取り組んでいこうと思っております。目標を示すべきというお話がありましたので、週休2日の設定日数を、ことしは6日間、土日は休もうということ掲げながらやっておりますので、できることをしっかりとやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木朋和委員 いわて花巻空港の令和元年度収支（試算）についてお伺いします。

いただいた資料の2ページに維持運営などの経費を抽出した表があります。空港等維持運営費等が1億7,500万円増となっております。これが収支が落ちた大きな原因だと思うのですけれども、どういった理由によるもののでしょうか。

○今空港管理課長 維持運営費が昨年度と比較してふえた理由でございます。この維持運営の経費につきましては、空港の管理運営のほかに、空港整備の中でも維持工事に係る部分等々が入っております。昨年度で申し上げますと、オイルタンクの改修工事等々、空港ビルが行いました事業の補助等をしておりますので、そういった部分で令和元年度はふえたということで考えております。

○佐々木朋和委員 参考に令和元年度と令和2年度の着陸料等収入の差が出ております。新型コロナウイルス感染症の影響で、かなり落ち込みがあるといったところでありまして、今後の国際便の見通しも立っていないということで、年間を通してさらなる収入減、また本年度の収支も厳しい状況が見込まれるところでありまして。国内便については定期便が復活しているとお聞きしておりますが、減便等なく通常に復活しているのでしょうか。今の状況がわかれば教えていただきたいと思っております。

○今空港管理課長 国際便につきましては現在運休をしております。国内便につきましては

は、今月も減便が続いておりますが、私どもが見るところ、5月に完全運休した時期がありました。その時期に比べるとかなり復活してきて、半分、もしくはそれ以上の就航率になっていると考えております。

○佐々木朋和委員 飛行機は換気がよくて、新型コロナウイルス感染症対策もされているという話があるのですが、なかなか一般の方には伝わっておらず、避けるような状況があると思います。いわて花巻空港として、そういった安全性のアピールや利用促進についてどのようにお考えになっていきますか。

○今空港管理課長 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のPRの関係でございます。空港ターミナルビルにつきましては、岩手県空港ターミナルビル株式会社等がいろいろ感染防止対策を実施していただいているわけですが、取り組みにつきましては、ホームページ等で県民の皆様にも周知をさせていただいているところでございます。

また、航空会社の取り組みにつきましても、岩手県空港ターミナルビル株式会社や、私どもと一緒に、感染防止対策をきっちりやっていることは、機会を捉えてPRをさせていただいております。

○佐々木朋和委員 国際便についてなのですが、このたび厚生労働省は、入国審査に2万人分のPCR検査の体制を整える方針を出しまして、羽田、成田、関西国際空港の3空港では1日1万人分の検査体制を整備したと聞いております。あと残りの1万人分を、地域のニーズを聞き取りして、範囲を広げていくというような方針だと聞いております。全国知事会では、全ての国際空港と離島路線のある国内空港でPCR検査ができる体制と要望しているとお聞きしておりますが、その道筋はどうかです。それができてから、いわて花巻空港の国際便の再開ということだと思っております。今後の見通しというのを教えていただければと思います。

○今空港管理課長 今後の国際便の再開に伴う見通しであります。国ではPCR検査の体制を増強して、現在は羽田、成田、関西国際空港だけで入国を制限してやっていますが、徐々にそういった受け入れ先を拡大していきたいという厚生労働大臣の御発言があったことも確認いたしております。ただ、具体的にどのように各地方管理空港に拡大をしていくのかといったところは、まだ国からも情報がなかなかなくて、これから情報収集をしていかなければならないという段階だと考えております。

実際、いわて花巻空港の国際便の再開に当たりましては、今後の新型コロナウイルス感染症対策、新型コロナウイルス感染症の収束状況がどうなっていくのかもありますが、まずは検疫段階でのPCR検査等をどのようにやっていくのかというところが、調整課題になると考えております。現在いわて花巻空港は、仙台検疫所が国際便の検疫などをしております。国際便再開の見通しに合わせまして、仙台検疫所等と事前に御相談をさせていただきながら、検疫やPCR検査の体制を進めていくのか、空港管理者として何か協力できることはないのかも御相談させていただきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 そのPCR検査に係る設備費用については、国のほうが持つのでしょ

うか、それとも県のほうでやるのでしょうか。また、再開のタイミングなのですけれども、例えば航空会社からこの空港から再開したいというような働きかけが大きいのか、それとも機械的に割り振られているのか、その辺についての情報はありますか。

○**今空港管理課長** 国際便再開の航空会社の意向につきましては、利用促進の所管は、ふるさと振興部になりますが、そちらで直接現地の窓口と交渉していただいているところがあって、私どものほうではそこまでの情報は入っておりません。

PCR検査の機械について、国か、あるいは別の主体が整備することになるのかということも、はっきり国から示されていない状況でございますので、そういったところも含めて情報収集が必要と考えております。

○**菅野ひろのり委員** いわて花巻空港に関連いたします。今回いただいた資料で、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、今後の経営はどのようになっていくのでしょうか。当然すぐ利用が回復してくるわけではないと思いますので、例えばまた借入れをして経営していかなければいけないというような経営の見通しが、どのようになるのかお願いいたします。

○**今空港管理課長** 空港ビル会社に係る経営の見通しということではよろしいでしょうか。済みません、確認いたします。

○**菅野ひろのり委員** それも含めてお願いします。

○**今空港管理課長** 新型コロナウイルス感染症の影響で、県単独収入の着陸料にも影響が出ているところがございます。また岩手県空港ターミナルビル株式会社の利用実績が落ちてきていることは承知しているところでございます。それぞれ、県、岩手県空港ターミナルビル株式会社では、できるだけ支出の節減に努めながら経営、運営をしているところでございます。岩手県空港ターミナルビル株式会社におきましては昨年度決算の状況を見ますと、現金などの流動資金などについては今回収益が落ちているという中でも、すぐに経営危機が来るといったような状況だとは認識しておりません。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況で利用者が増減していくのか捉え、経営状況は常に情報を把握させていただきながら、連携を密にして、どのような対応がとれるのかその都度検討していきたいと思っております。

また、県の収入につきましては、着陸料収入が下がっておりますが、いわて花巻空港だけではなくて、全国的にどこの空港でもそういう状況が続いております。他都道府県の対応等も確認をさせていただきながら、本県の対応も今後必要に応じて検討する必要があるという考えです。

○**菅野ひろのり委員** 私が懸念しているのは、この状況が続いたときの労働者、雇用の確保、維持ということが非常に重要になるということです。また、関係者の方も当然今の状況を不安に思っていると思いますが、雇用の確保、維持は今後どのようになるのか、現状も踏まえて教えていただければと思います。

○**今空港管理課長** 先ほど申し上げましたとおり、すぐには経営に危機が生じるというこ

とではなくて、今のところは節減に努めて運営をしていただいていると思います。新型コロナウイルス感染症に関するいろいろな国の経済的な支援対策がございますので、活用できるところは活用を進めながら、必要に応じて状況を適宜注視していきたいと考えております。

**○菅野ひろのり委員** ぜひ雇用の確保など、労働者の方にも配慮というか、そういった不安ができるだけ少ないような形で状況を説明していただきながら、雇用の維持に努めていただきたいと思います。

先ほどの工藤勝子委員の質疑の答弁の確認ですが、建設業においては、影響がないということですが。私が聞いている中だと、建設業でも公共事業は大丈夫と思っているのですが、住宅関係や個人の建設業の方々は非常に不安があり、着工件数が減っている感じがしているのですが、そこら辺はどうなっているのか教えてください。

**○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 民間の住宅着工の状況とその認識でございますけれども、基本的に東日本大震災津波の後、復興特需で、かなり住宅着工件数がふえたところでございます。それもここ数年、徐々に減っているところでございます。また、今回新型コロナウイルス感染症の影響が出ているということでございますが、数字だけを見ると、従来の減少基調にとどまっている状況と思われます。今後さらに数字が大きく動くのではないかとと思いますが、現時点で東日本大震災津波前の数字ぐらいはキープしている状況です。私どもとしましては、住宅着工の推移や国の住宅関連施策の動向を見ながら、どのようなことができるのか今後研究してまいりたいと考えております。

**○菅野ひろのり委員** そうすると、個人の住宅等は着工件数がさほど減っていない、影響がないという認識でいいですか。先ほどの答弁の確認です。

**○辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 住宅着工につきまして、全体のトレンドとして、岩手県は東日本大震災津波からの復興があり、ここ数年、高台造成や区画整理が終了したことで、前より需要が落ちています。右肩下がりの状況でございますが、はっきり新型コロナウイルス感染症の影響で数字がどんと落ちているという状況にはないと現時点ではそのように考えております。

**○ハクセル美穂子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。